

令和 6 年 6 月 9 日現在

機関番号：32689
研究種目：基盤研究(B)（一般）
研究期間：2019～2022
課題番号：19H01451
研究課題名（和文）地方公務員人事への中央政府の関与に関する研究 定員管理・給与決定・非正規雇用
研究課題名（英文）Research on central government involvement in local civil service personnel matters: capacity management, salary determination and non-regular employment.
研究代表者
稲継 裕昭（INATSUGU, Hiroaki）
早稲田大学・政治経済学術院・教授
研究者番号：90289108
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 12,400,000円

研究成果の概要（和文）：地方公務員法上は、それぞれの自治体が条例でそこで雇用される職員の給与や定員を定めることとなっている。地方分権一括法により中央政府からの様々な指揮監督権が廃止され、技術的助言しかできないにもかかわらず、地方政府がこの「技術的助言」を受容するのは何故か。政治的・行政的な受容要因を探った。

また、米国、英国、フランス、ドイツ、スペインにおける同様の中央から地方への給与、定員に関する指導監督があるのかどうかについても調査を進めた。

研究成果の学術的意義や社会的意義
法的権限だけではとらえきれない実態面での中央地方関係について、諸外国比較をしながら、人事給与面について明らかにした。今後は、これを他の分野にも展開して、中央地方関係の国際比較を進めたい。

研究成果の概要（英文）：Under the Local Public Service Act, each local government is supposed to set the salaries and quotas of employees employed there by bylaw. Why are local governments receptive to this 'technical advice', despite the fact that the Decentralisation Act abolished various command and supervision powers from the central government and only allows for technical advice? Political and administrative factors of acceptance were explored.

We also explored whether there is similar central to local guidance and supervision on salaries and capacity in the USA, UK, France, Germany and Spain.

研究分野：行政学、人事行政学、公共政策

キーワード：地方公務員 中央地方関係 定員管理

1. 研究開始当初の背景

日本では、給与体系・水準の決定は条例事項とされ(勤務条件条例主義の原則(地方公務員法第25条第5項))各自治体の条例で「生計費、国、他の地方公共団体、民間給与その他の事情を考慮」して定められる(同条第2項)。定員に関しても条例事項とされている(地方自治法第172条第3項「職員の定数は条例でこれを定める」)。

このように、それぞれの自治体議会が給与条例及び定員条例で定めるという大原則があるにもかかわらず、総務省公務員部は全国の自治体に対する指導、助言を継続して行っている。全都道府県の人事課長を順に呼び出して各団体の給与水準や定員の状況についてヒアリングを行うとともに、2、3か月後には全都道府県の市町村課長を呼び出して域内の全市町村の状況に関するヒアリングを行って、技術的助言を行っている。そして、多くの地方政府はこの法的拘束力のない技術的助言に従って、給与水準の引き下げを行ったり、定員の削減を行ったりしてきている。1999年までは法の中に「指導」の文言があり、また、さまざまな統制手段を自治省は有していた。

しかし、1999年の分権一括法以降、自治省は総務省となり、また法の立て付け上、「指導」ではなく「技術的助言」と変更され、総務省にもたされている統制手段も殆どない(特別交付金の減額措置くらい)。地方分権一括法により中央政府からの様々な指揮監督権が廃止され、技術的助言しかできないにもかかわらず、地方政府がこの「技術的助言」を受容するのは何故か、政治的・行政的にはどのような要因が受容を促すのかに関心をもち、この研究を開始した。

2. 研究の目的

本研究は、地方公務員給与及び定員管理について、中央政府から地方政府への関与の範囲と程度を明らかにし、地方政府が関与を受容している場合、その政治的・行政的要因を明らかにすることである。また、諸外国における地方公務員の給与決定や定員管理(あるいは総額人件費管理)への中央政府の関与の範囲と程度について調べ、このことと合わせ考察することとした。

地方公務員の給与決定についての学術的研究は西村美香(1999)による歴史記述研究を除けば皆無に近い。地方政府に勤務する職員の定員管理に関しても、総務省関係者の実務的な解説(石橋(1991)、加藤・古川(1975))を除けば皆無である。地方公務員総数は現在約280万人であり、国家公務員総数約59万人(給与法適用職員29万人、自衛官など特別職約30万人)の4倍以上にのぼる。総額人件費は年間約20兆円を超え政府全体の予算の相当割合を占めるが、その内訳である給与水準の決定要因や定員管理のメカニズムを研究対象としてこなかったことは、政治学・行政学の巨大なミッシングリンクである。

国際的にみても中央政府職員の給与水準や短期的業績給与に関する研究はReilly(2012)、OECD(2005, 2017)などがあるが、地方公務員給与や定員管理に関する研究は皆無である。本研究はこれに焦点を当てることを目的とした。

3. 研究の方法

日本における上記の慣行を裏付ける資料や図書等を探索するとともに、全自治体への調査を行って、自治体側の受容要因を探ろうとした。都道府県のうち25団体(53%)、指定都市のうち12団体(60%)、一般市区町村1721団体のうち627団体(36%)から回答をいただくことができた。

また、米英独仏西各国については、フランスを玉井亮子が、イギリスを大谷基道が、アメリカを竹内直人が、ドイツを岡本三彦が、スペインをペドリサルイスが、それぞれ担当することとし、文献調査を中心に進めた。上記各国での現地調査は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、当初予定していた2020年度以降うしろにずらさざるを得ず、ようやく2022年度にスペイン、イギリス、フランスの調査が、また、研究期間を1年延長して、2023年度に米国、ドイツの調査を行うことができた。

この間、年に数度の研究会を対面であるいは感染症蔓延時にはオンラインにて開催し、それぞれの研究報告を行うとともに、現役的首長や、元首長など関係者をお招きして、講演をしていたりもした。

4. 研究成果

研究成果をまとめる形で、今年創刊100周年を迎えている雑誌、第一法規の月刊『自治研究』誌上にて「人事・給与の観点から考える中央・地方関係の国際比較」というタイトルで連載を行っている。(各号おおむね2万字~3万字)。2023年10月号から2025年1月号まで連載予定で、

連載が終了したのち、出版社と交渉し、単行本として上梓したいと考えている。

各国別の調査では次のことがわかった。

米国の公務員制度の駆動因は二重構造になっている。1つ目は効率性と応答性の対立である。公務員制度に効率性を求める政治行政分離論から応答性を重視する政治行政融合論への変化はこの観点に立っており、規範論の次元の対立である。2つ目は、看過されてがちであるが、この規範論の根底にある組織論レベルの対立である。米国公務員制度の特徴である階層状の政治任用は、それに応じた人事権の階層化・分権化を必要とするが、職階制という規範原理がそれを押し止めてきた。1990年代から米国公務員制度に見られる分権化と反職階制改革は、第1の規範原理に対する組織論の合理性に基づく反抗である。この流れは強いが、公務員制度が憲法的規範に関わるものである限り、今後の課題は両者のバランスと言うことになる。

英国（イングランド）については主に以下の点が新たに明らかになった。1999年に中央政府は自治体の運営に介入する広範な法的権限を有するようになったが、正式に介入することは稀で、2022年10月までにイングランドで介入が生じたのは12件にとどまること。中央政府が自治体の給与水準について指導・助言を与えることはないが、法律によって自治体が提供すべきとされている行政サービスの提供に問題が生じたときに中央政府がその原因を調査した結果、不適切な人件費の使い方があれば指摘・追及される可能性があること。自治体の職員数について、頭数での管理はしておらず、人件費総額が予算の範囲内に収まるかどうかといった観点で管理していること。イングランドの地方公務員はかつて終身雇用が一般的であったが、ニュー・パブリック・マネジメントの考え方に基づく諸施策が広まって以降、官民間の壁が低くなり、人材の流動性が高まって終身雇用が崩壊しつつあること。民間との競合で採用が困難な職種については、基本給に一時的な上乘せ分を支給し、労働市場での優位性を少しでも高めようとするが行われていること。

ドイツの公務員制度は、連邦から州、地方自治体に至るまで、連邦共和国基本法、官吏地位法などによって定められる「官吏」と私法上の労働契約で雇用される「公務被用者」に区分される二元性（複線性）を特徴とする。先行研究では、連邦公務員についての研究はあるが、地方公務員に関する研究は少なく、本研究ではそこに焦点を当てハンブルク市、ハノーファー市、キール市を訪問して市幹部にヒアリングを実施した。ハンブルクでは市（州）議会の特徴について話を聞き、ハノーファーとキールでは地方公務員の制度と実際について話を伺った。職業としての公務員、とくに官吏は、安定性があり、給与等の待遇で恵まれているが、全国的に人材不足であり、地方公務員をめぐる課題となっている。その一方で、公務員が処理する課題が複雑になり、市民からの要望も多様になっているだけでなく、州や連邦、さらにはEUからの業務も増えている。結果的に、地方自治体からすれば、業務は増えるにもかかわらず、公務員が少ないというのが大きな課題である。

フランスの地方公務員制度について、人事給与政策から指摘できる特徴とは、「合法性原則の尊重」と「地方自治体での自由な行政の原則の尊重」といえる。「合法性原則の尊重」は、中央政府の地方政府に対する関与のあり方の1つと捉えることができる。例えば各県・州に総合出先機関として置かれる国家公務員の「地方長官（*préfet*）」を通じた自治体への事後的な「合法性監督（*contrôle de légalité*）」、法令で定められた指数に基づいて公務員制度共通の給与システムの運営など、法令の下、全国統一的な基準に則って、地方長官である国家公務員の合法性監督の下、自治体人事政策が行われるといった制度設計が見られる。一方、「地方自治体での自由な行政の原則の尊重」は、自治体側の自治的側面を示すものである。自治体は国と地方の兼職議員を通じて、自治体の意見を国政に届ける。定められた項目に限って、ではあるが、公務員労働組合は実質的に中央レベルでの人事給与政策形成過程に参加しており、地方公務員制度に関する意見表明の機会が保障されている。このような過程を経て成立した全国統一的な人事給与制度の選択肢のなかから、各自治体は、各々の実情に沿った選択を自主的に行うのである。

スペインの公務員制度は成績と能力の原則に基づき、厳格な選考プロセスを通じて一般労働法とは異なる特別法で規制されている。1978年の憲法がこの原則を明確に定めて以来、制度は実務経験や法律の制定、憲法裁判所の判例を通じて発展してきた。2007年制定、2015年改正の「公共的職員基本法」は中央政府、自治州、自治体に共通する公務員制度を定めている。スペインの公務員制度は比較的安定しているが、EU法の影響で身分と公務員と労働法上の職員が進行しており、特に1999/70/EC指令の影響で、固定期間労働に関する法改正が求められている。また、公務員の選考プロセスも迅速かつ効率的に見直す必要があり、有能な人材を引き寄せるために、実務実習期間の導入が提案されています。この取り組みは市町村や自治州レベルで進行中である。さらに、スペインの公共雇用モデルは変化する社会、経済、技術環境に対応するため、スキルや知識の再評価が必要である。自動化やデジタル化、人工知能の普及に対応するために、各行政機関は職員の選抜と教育、組織の変更を検討する必要がある。

これら、各国ごとに異なる地方制度、地方公務員制度のもと、いずれの国においても、日本の

ように、定員管理、給与構造・水準等について中央政府がコントロールするということにはなかった。ただし、財政面での統制を行っている国は少なくない。今後、日本で従来の給与、定員ともに監視を続けるのか、それとも、総額人件費管理に移行するのかわからない。しかし、国際比較して少ない公務員数で総額人件費を抑えつつ大量の自治体業務を遂行できている背景には、これらの指導、技術的助言があった可能性は否定できない。各自治体へのヒアリング調査やアンケート調査の結果も、その技術的助言の受容が、組織内における説得性につながっていることがわかっている。

日本の場合、融合型の地方行政制度をとっており、英米系と異なって、国など上級官庁の業務を市町村現場で行っていることが、公務員総数を少なく抑え、また、自治体現場での大量の業務の遂行における効率性のために、一定程度の指導、技術的助言がなされてきたとすれば、それは一つの選択肢だったかもしれない。

今後、この融合型行政制度について、同じ融合型をとるドイツ、フランス、スペイン、分離型をとるイギリス、アメリカ合衆国との国際比較も踏まえながら、より深堀していきたい。幸い、科学研究費基盤(B)2024-2027が採択された(24K00219)。2024年度からこの点について、研究をさらに進めていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計32件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 稲継裕昭	4. 巻 875
2. 論文標題 地方自治再考：比較の観点から地方分権と自律性を考える	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 地方自治	6. 最初と最後の頁 2,30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲継裕昭	4. 巻 671号
2. 論文標題 地方公務員の働き方改革	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 地方公務員月報	6. 最初と最後の頁 2,25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲継裕昭	4. 巻 70巻12号
2. 論文標題 地方税関連業務とAI・RPA	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 地方税	6. 最初と最後の頁 2,10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲継裕昭	4. 巻 701
2. 論文標題 地方公務員給与の諸課題について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 地方公務員月報	6. 最初と最後の頁 2,15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲継裕昭	4. 巻 719
2. 論文標題 地方公務員の人材育成	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 地方公務員月報	6. 最初と最後の頁 2, 20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲継裕昭	4. 巻 72
2. 論文標題 公務員離れの現状とその理由	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 自治体法務研究	6. 最初と最後の頁 6, 13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲継裕昭	4. 巻 813
2. 論文標題 地方公務員の定年引上げ	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 地方財務	6. 最初と最後の頁 2, 12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲継裕昭	4. 巻 99巻10号
2. 論文標題 人事・給与の観点から考える中央・地方関係の国際比較(1) 地方自治の国際比較と地方公務員の人事・給与	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 63, 83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷基道	4. 巻 725
2. 論文標題 他の人事諸施策と連動した人材育成策の展開：人材マネジメント、トータル人事の中の人材育成	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 地方公務員月報	6. 最初と最後の頁 2,13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷基道	4. 巻 759
2. 論文標題 地方自治体における採用活動の現状と課題 採用試験の見直しを中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 61,70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷基道	4. 巻 72
2. 論文標題 地方公務員採用試験の現状と課題 採用試験はこのままでよいのか	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 自治体法務研究	6. 最初と最後の頁 14,18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷基道	4. 巻 813
2. 論文標題 定年引上げによる給与への影響	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 地方財務	6. 最初と最後の頁 13,20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷基道	4. 巻 68
2. 論文標題 地方公務員の定年延長と自治体に求められる対応	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 自治体法務研究	6. 最初と最後の頁 59,63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷基道	4. 巻 111巻12号
2. 論文標題 技術職・専門職の採用難をどう打開するか	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 47,56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷基道	4. 巻 100巻1号
2. 論文標題 人事・給与の観点から考える中央・地方関係の国際比較 (三) イギリス その1	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 69,87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷基道	4. 巻 100巻2号
2. 論文標題 人事・給与の観点から考える中央・地方関係の国際比較 (三) イギリス その2	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 85,101
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井 亮子	4. 巻 11
2. 論文標題 Institutional arrangements and its effects in French urban policy	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 京都府立大学学術報告. 公共政策	6. 最初と最後の頁 1,21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井 亮子	4. 巻 14
2. 論文標題 フランス地方公務員の定員管理とその数の推移	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日仏政治研究	6. 最初と最後の頁 1,12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井 亮子	4. 巻 14
2. 論文標題 フランスの地方公務員制度における契約職員の任用制度とその特徴	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 京都府立大学学術報告. 公共政策	6. 最初と最後の頁 21,43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井 亮子	4. 巻 99巻11号
2. 論文標題 人事・給与の観点から考える中央・地方関係の国際比較 (二) フランス その1	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 63,92
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉井 亮子	4. 巻 99巻12号
2. 論文標題 人事・給与の観点から考える中央・地方関係の国際比較(二) フランス その2	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 64,81
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内直人	4. 巻 50
2. 論文標題 "ハーバード・サイモンの組織理論の構造的特性と限界 2層の限定合理性と環境の内生変数化 "	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 京都橘大学研究紀要	6. 最初と最後の頁 175,196
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内直人	4. 巻 100巻4号
2. 論文標題 人事・給与の観点から考える中央・地方関係の国際比較(4) アメリカ合衆国 その1	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 73,100
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内直人	4. 巻 100巻5号
2. 論文標題 人事・給与の観点から考える中央・地方関係の国際比較(4) アメリカ合衆国 その2	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 87,108
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内直人	4. 巻 100巻6号
2. 論文標題 人事・給与の観点から考える中央・地方関係の国際比較(4) アメリカ合衆国 その3	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本三彦	4. 巻 19
2. 論文標題 直接民主制とポピュリズム スイス政治を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 公益学研究	6. 最初と最後の頁 11,21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本三彦	4. 巻 180
2. 論文標題 比較地方自治論の可能性と課題～LAI (地方自律性指標)を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊行政管理研究	6. 最初と最後の頁 16,30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本三彦	4. 巻 22
2. 論文標題 環境政策に対する市民の選好 - スイスの改正CO2法をめぐる国民投票を中心に -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 公益学研究	6. 最初と最後の頁 1,15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡本三彦	4. 巻 100巻号未定
2. 論文標題 人事・給与の観点から考える中央・地方関係の国際比較(5) - ドイツ	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ペドリサ・ルイス	4. 巻 40
2. 論文標題 スペインにおける42年間の宗教の自由および政教関係の概観	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 宗教法	6. 最初と最後の頁 127,143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ペドリサ・ルイス	4. 巻 120
2. 論文標題 スペイン憲法下における非常事態に関する構造的な検討	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 獨協法学	6. 最初と最後の頁 223,243
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ペドリサ・ルイス	4. 巻 100巻号未定
2. 論文標題 人事・給与の観点から考える中央・地方関係の国際比較(6)スペイン	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計14件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 7件）

1. 発表者名 稲継裕昭
2. 発表標題 行政学は復興といかに関わったか
3. 学会等名 日本行政学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Hiroaki INATSUGU
2. 発表標題 Changes in Japanese Public Administration in the 12 Years Since the Great East Japan Earthquake
3. 学会等名 IIAS-SEAPP Doha Conference 2023(International Institute of Administrative Sciences), Doha (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Hiroaki INATSUGU
2. 発表標題 Public Personnel Administration of the Local Governments in Japan: How the Central Government Control the Total Personnel Cost Nationwide
3. 学会等名 2023 EROPA Conference(Eastern Regional Organization for Public Administration), Hanoi (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Hiroaki INATSUGU
2. 発表標題 Creating resilient cities through cooperation between remote municipalities and resident's response- a case study analysis of the 1 January 2024 earthquake in Japan.
3. 学会等名 RSA Annual Conference 2024 in Florence, (Regional Studies Association) (国際学会)
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 大谷基道
2. 発表標題 誰のための自治体職員調査なのかー研究と実務の交差点としての職員調査ー
3. 学会等名 日本行政学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大谷基道
2. 発表標題 定年引上げにどう対応すべきかー人的資源の最大化の視点からー
3. 学会等名 第37回自治体学会（川崎市）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 TAMAI Ryoko
2. 発表標題 The Metropole era: French urban policy and its effects
3. 学会等名 2019 canadian political science association conference, Vancouver（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 竹内直人
2. 発表標題 "ハーバード・サイモンと青木昌彦 現代組織理論の発展 "
3. 学会等名 日本政治法律学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 竹内直人
2. 発表標題 "日本型雇用を考える：内部労働市場とジョブ型メンバーシップ型 インセンティブ・システムと情報システムとしての組織 "
3. 学会等名 地方行政実務学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 岡本三彦
2. 発表標題 地方自治体の公的オンブズマンの30年 - 川崎市市民オンブズマンを中心に
3. 学会等名 日本オンブズマン学会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 岡本三彦
2. 発表標題 環境政策に対する市民の意識 スイスの改正C02法をめぐる国民投票を中心に
3. 学会等名 日本公益学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Mitsuhiko OKAMOTO
2. 発表標題 Results of Local Election and Recall Referendum at the Local Level
3. 学会等名 IPSA(International Political Science Association) 26th IPSA World Congress of Political Science (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Luis Pedriza
2. 発表標題 Impacto constitucional de medidas anti Covid-19: una comparacion Japon- Espana
3. 学会等名 Congreso de la Asociacion de Estudios Japoneses (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Luis Pedriza
2. 発表標題 Human Dignity under Japanese Constitutional Law
3. 学会等名 Interannual Conference of the LSA (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計16件

1. 著者名 縣 公一郎、稲繼 裕昭	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 336
3. 書名 オーラルヒストリー 日本の行政学	

1. 著者名 稲繼裕昭、大谷基道	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ぎょうせい	5. 総ページ数 190
3. 書名 現場のリアルな悩みを解決する！ 職員減少時代の自治体人事戦略	

1. 著者名 北山俊哉・稲継裕昭編著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東洋経済新報社	5. 総ページ数 295
3. 書名 テキストブック地方自治 第3版	

1. 著者名 Hiroaki INATSUGU ed	4. 発行年 2020年
2. 出版社 JICA	5. 総ページ数 320
3. 書名 Comparative Study of Recent Developments of Civil Service Systems: Japan US, UK, Germany and France,	

1. 著者名 縣公一郎・稲継裕昭監訳	4. 発行年 2022年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 416
3. 書名 行政改革の国際比較－NPMを超えて	

1. 著者名 稲継裕昭・鈴木毅	4. 発行年 2024年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 210
3. 書名 国家公務員の人事評価制度	

1. 著者名 Motomichi OTANI	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 272
3. 書名 Civil Service Systems in East and Southeast Asia	

1. 著者名 大谷基道	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本都市センター	5. 総ページ数 351
3. 書名 都市自治体における専門人材の確保・育成 土木・建築、都市計画、情報	

1. 著者名 Makoto Fukumoto and Hiroaki INATSUGU	4. 発行年 2025年
2. 出版社 Edgar Elgar	5. 総ページ数 -
3. 書名 Interest Groups and Lobbying in Japan	

1. 著者名 Koichiro AGATA, Hiroaki INATSGU, Hideaki SHIROYAMA eds	4. 発行年 2024年
2. 出版社 Palgrave Macmillan	5. 総ページ数 -
3. 書名 Public Administration in Japan	

1. 著者名 玉井 亮子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 慈学社出版	5. 総ページ数 169
3. 書名 政府間関係の多国間比較：中間政府への権限移譲の実態	

1. 著者名 縣, 公一郎, 久邇, 良子, 岡本, 三彦, 宇野, 二郎 (訳)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 402
3. 書名 比較行政学入門：ヨーロッパ行政改革の動向	

1. 著者名 Mitsuhiko OKAMOTO, Uwe SERDULT	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Palgrave Macmillan	5. 総ページ数 251
3. 書名 The Politics of Recall Elections	

1. 著者名 ペドリサルイス (曾我部 真裕・赤坂 幸一・櫻井 智章・井上 武史 編)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 524
3. 書名 憲法秩序の新構想	

1. 著者名 Luis Pedriza (Ramon Vilarroig ed.)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Tirant lo Blanc	5. 総ページ数 308
3. 書名 Derecho, Empresa y Administracion Publica en Japon	

1. 著者名 Luis Pedriza (Jesus Garcia-Civico ed.)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Comares	5. 総ページ数 139
3. 書名 La Norma y la Imagen, Iconografia y Cultura Legal	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	玉井 亮子 (Tamai Ryoko) (10621740)	京都府立大学・公共政策学部・准教授 (24302)	
研究分担者	岡本 三彦 (Okamoto Mitsuhiko) (50341011)	東海大学・政治経済学部・教授 (32644)	
研究分担者	ペドリサ ルイス (Pedrisa Luis) (60511988)	獨協大学・法学部・准教授 (32406)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	竹内 直人 (Takeuchi Naoto) (60803939)	京都橋大学・経済学部・教授 (34309)	
研究分担者	大谷 基道 (Otani Motomichi) (80705939)	獨協大学・法学部・教授 (32406)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関